

# 企画展「名護屋城跡並陣跡」 広報等業務委託仕様書

## 1 委託業務名

企画展「名護屋城跡並陣跡」 広報等業務

## 2 目的

佐賀県立名護屋城博物館(以下「当館」という。)では、令和8年(2026年)10月9日(金曜日)から11月29日(日曜日)の会期で、企画展「名護屋城跡並陣跡」(以下「本展」又は「展覧会」という。)を開催する。

本展は、令和8年が、大正15年(1926)に名護屋城跡と10カ所の大名陣跡が史跡に指定されてから100年、保存整備事業開始から50年の節目にあたることを記念して開催するもので、名護屋城と大名陣に関する古文書等や出土遺物とともに、大正時代の史跡指定に係る調査資料といった近代資料、そして50年におよぶ保存整備事業の成果を展示することで、「特別史跡 名護屋城跡並陣跡」の本質的価値を認識する機会を提供するものである。この展覧会の広報及び造作作成等の業務について、意欲のある事業者に委託する。

**3 業務委託期間** 契約締結の日～令和8年(2026年)12月28日(月)

## 4 展覧会の概要

- (1) 展覧会名称 名護屋城跡並陣跡 史跡指定100周年記念企画展「名護屋城跡並陣跡」
- (2) 会 期 令和8年(2026年)10月9日(金曜日)～11月29日(日曜日)  
開館日 計45日間(うち土曜日、日曜日、祝日が計19日間)  
休館日:毎週月曜日(休日の場合翌日)  
開館時間:9時～17時
- (3) 会 場 佐賀県立名護屋城博物館2階 企画展示室
- (4) 主 催 佐賀県立名護屋城博物館

※詳細は別紙開催要項のとおり。

## 5 委託業務の内容

### (1) 展覧会の広報物(ポスター・チラシ等)のデザイン調整及び作成・印刷・発送

ア 展覧会に係る広報物(ポスター・チラシ)を作成し、印刷する。

なお、同種(当館あるいは他の博物館又は美術館の有料展のポスター・チラシのデザイン)の制作経験、実績が豊富なデザイナーを起用し、本館から提供する画像データ及びテキスト等を素材として展覧会への期待感を高めるようなデザインを作成すること。尚、実際のデザインは受託者の企画提案を基に、本館と受託者との協議の上で進めることとし、複数の案の

作成を求めることがある。又、ポスター・チラシのため作成したメインビジュアル及びロゴに関しては当館が別途制作する図録において用いる可能性がある。

イ 印刷は美術作品のイメージの再現に堪えうる高精細印刷とし、発色が良く褪色しにくいインクを使用すること。

ウ 校正については、デザインでレイアウト・文字校正を2回以上、印刷で色校正1回以上をそれぞれ行う。

エ 各印刷物の仕様は次のとおりとする。

	規格	紙質	印刷部数
ポスター	B2サイズ片面印刷、4色、高精細オフセット印刷	アート紙135kg	1,500枚
チラシ	A4サイズ両面印刷、4色、高精細オフセット印刷	アート紙70.5kg	30,000枚

但し、より費用対効果の高い紙質や仕様があれば提案可能。

オ ポスターは1,500枚の内1,100枚を八つ折りの状態で、チラシは30,000枚の内700枚を三つ折りの状態で納品する。なお、納品箇所は当館とし、納品時期は令和8年7月下旬を目途とする。

カ エで納品した印刷物を、本館が指定する枚数分封入封緘し宛名シールを貼付のうえ、広報用リストの宛先（県内の小中高等学校・特別支援学校、県内及び近県の公共施設・観光施設、全国の博物館・美術館、及び本展の関係機関・組織等。約600件程度）に送付する。送付先リストは当館から提供する。

キ 運営上の企画提案に基づき、上記ウ～カの仕様を変更する必要があるときは、当館と協議のうえ決定し、変更点を記録して、実施すること。

コ 各印刷物の編集著作権は名護屋城博物館が有することとし、著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権は行使しないこと。また、印刷物納品時に編集データも併せて納品すること。データの種類・記録媒体などの詳細は打合せの上決定する。

## (2) 展示工作物の設計、設置、撤去及び処理

ア 当館から示す展覧会の概要及び基本構成案に従い、展示資料を引き立て、内容を効果的に伝えるための造作の作成・撤去を行う。

イ 展示壁への経師紙（単色もしくは写真印刷を施した紙）を貼り込んだ板の設置、もしくはカッティングシート又は透明シールのガラス面への貼り込み、出入り口への垂れ幕状の旗の制作及び設置等が想定される。ほか、必要に応じて仮設壁面や展示台を増設する。

ウ 展示計画及び必要な展示工作物については変更する場合があるので、本館との協議の上、実現すること。

エ 材質の変更は可能とするが、作品への影響の少ない材質の素材を使用すること。

オ 製作物には、展覧会冒頭のサイン、写真パネル10枚程度を含む。内容や仕様は変更する  
場合があるので、本館との協議の上実現すること。

カ 壁面のサイズ等、展示室に関する詳細については、当館に問い合わせること。

オ 展覧会開催前の展示工作物造作、及び会期終了後の撤去及び原状復旧の処理を適切に行う  
こと。

### (3) 展覧会の看板の作成・設置・撤去

ア 展覧会に係る看板について、ポスター・チラシのデザイン及び展覧会ロゴを基に、魅力的  
なデザインを作成・印刷する。尚、印刷は資料のイメージの再現に堪えうる高精細印刷と  
すること。

イ 実際のデザインは受託者の企画提案を基に、本館と受託者との協議の上で進めることとす  
る。尚、レイアウト・文字校正を2回以上行う。

ウ 看板の仕様は、次のとおりとする。

種別	寸法(mm)	仕様・掲示場所・参考事項	枚数
看板A	W920×H2,400(+ 脚300mm)	4色、名護屋城博物館来館者用玄 関前の柱に固定。風による煽り、 転倒防止措置を施すこと。	1
看板B	W650×H890×d3mm	4色、名護屋城跡観光案内所前 (植え込み内のボックスに格納)	1
看板C	H900×W900	4色、名護屋城跡駐車場入り口 (既存のレール付き立て看板に差 し込む)	1
ターポリン幕A	W2,000×H3,000	4色、上下加工パイプ付き 吊り紐、金具付きとする	1
ターポリン幕B	W1,600×H2,000	同上	1

### (4) 展覧会及び関連イベント等の広報の企画・実施

ア (1) 以外の展覧会に関する広報について、企画提案に基づき、当館と十分に協議のう  
え、戦略的な広報計画を立て実施すること。なお、本展において実施するイベント（講演  
会等を予定）についても広報の対象とすること。

イ 展覧会への興味・関心を高め、誘客を促すため、各種メディア等での広報を行うこと。

ウ 広報のターゲットは、佐賀県内、近隣県内（特に福岡市）の幅広い世代、及び国内の城  
郭、歴史、史跡に関心を有する人々とする。

エ 複数の広報手段を活用し、広報の時機（タイミング）や媒体・エリアを考慮して効果を  
高める工夫を講じること。

オ 広報で作成するビジュアルデザインは、ポスター・チラシのメインビジュアルをベースとし、統一感を保つこと。

カ 広報結果をとりまとめ、記録し、適切な方法で報告すること。

#### **(5) アンケートの集計・報告**

ア 来場者アンケート等により集客状況及び広報等の効果について調査し、展覧会会期終了1か月以内にその結果を報告すること。

イ 来場者・参加者アンケートを実施する際には、分析に耐えうる一定の母数を確保するための工夫を講じること。

ウ 上記に関して、万一、回答者の個人情報を扱う場合は、「佐賀県個人情報保護条例」を遵守すること。

#### **(6) 上記以外の業務**

企画提案に基づき、上記(1)～(5)以外に必要な業務については、当館と十分協議のうえ、計画・実施すること。本展の目的達成に資する提案や、名護屋城博物館及び特別史跡「名護屋城跡並陣跡」に対する認知度・イメージの向上に繋がる事業アイデアの提案も可とする。

### **6 完了報告**

受託業務の完了後、完了報告書等の関係書類を提出すること。

### **7 委託料の支払いについて**

完了払いとする。

### **8 特記事項**

- (1) 本業務の実施に当たり、第三者(当館及び受託者以外の者)が所蔵する、又は著作権を持つものがある場合は、権利に関する必要な処理を当館と協議のうえ適切に実施すること。
- (2) 本業務において作成された成果物の著作権は、全て当館に帰属する。但し、プロポーザルに応募した著作物の著作権は除く。
- (3) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、協議内容について協議簿を作成し記録すること。
- (4) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (5) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。